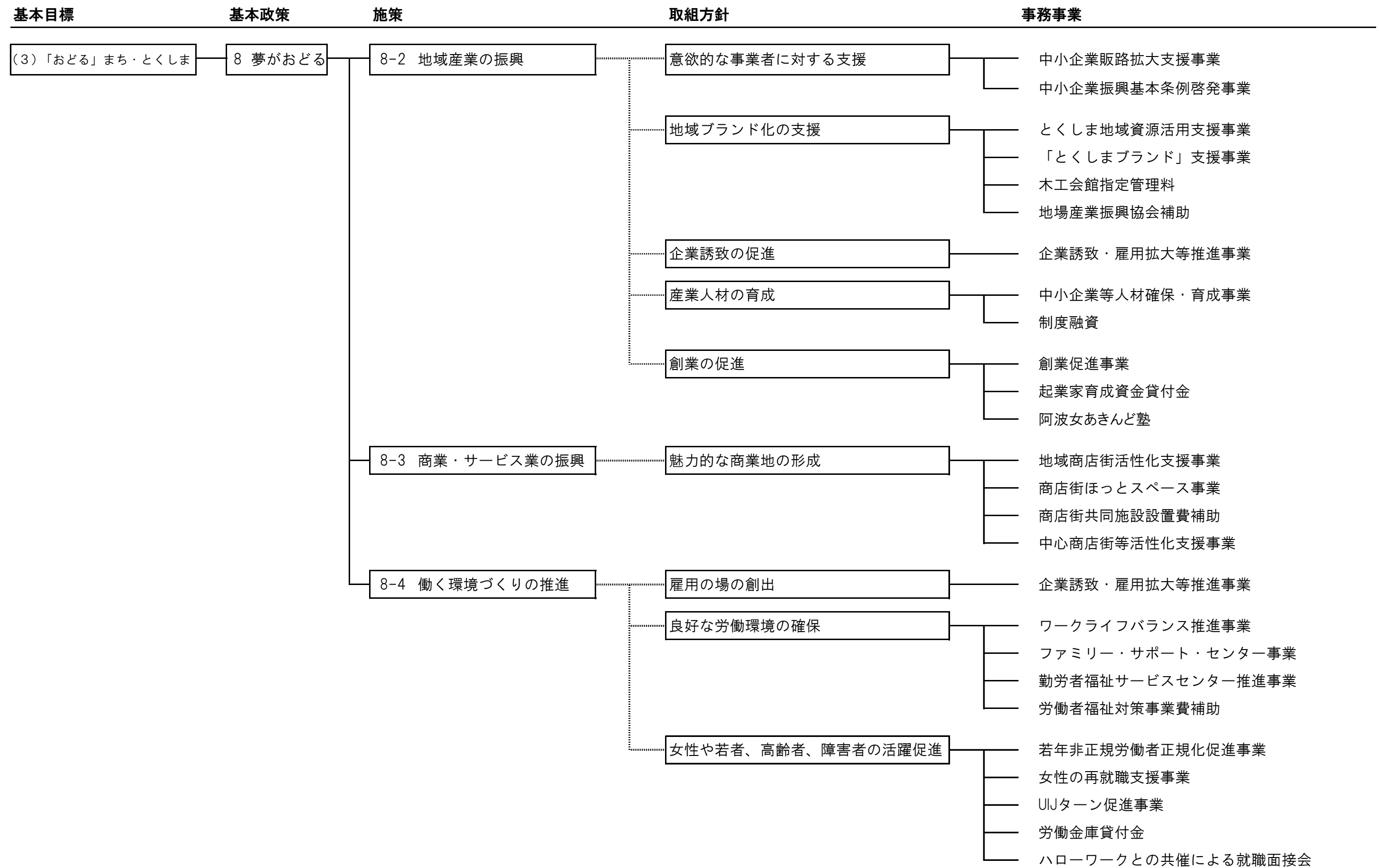


平成 3 0 年度に向けての
中小企業振興施策の方向性
(検討資料)

平成29年度 中小企業関係施策の状況(雇用・労働関係事業含む)



1 意欲的な事業者に対する支援

【施策の方針】

- ◆ 中小企業者による、高付加価値の商品開発を促進するとともに、首都圏や海外等の大規模市場に向けた販路開拓に対する支援を行う。
- ◆ 中小企業振興基本条例に基づき児童・生徒の勤労感等の醸成を促進するため体験活動を行い、中小企業振興基本条例の啓発に努める。

【実施予定の施策】

(1) 中小企業販路拡大支援事業

中小企業における、首都圏などの大規模市場への製品の販路拡大を目指した展示会出展及び製品開発・改良等を行う事業に対して、費用の一部を補助する。

また、海外での販路拡大を目指す中小企業に対して、情報提供や市場調査、通訳等に要する費用の支援や、ジェトロと連携した販路拡大支援を行う。

(2) 中小企業振興基本条例啓発事業

児童・生徒の勤労感・職業観醸成を促進するため、小学5・6年生を対象に企業体験見学会を実施する。

2 地域ブランド化の支援

【施策の方針】

- ◆ 地域経済の持続性を高めるため、域内における経済循環の拡大を図る。

【実施予定の施策】

(3) とくしま地域資源活用支援事業（拡充）

人口減少の進展により地域経済が縮小に向かう中で、地域経済の活性化を図るためには、地域の強みである資源を活用し、地域外から財を獲得する取組を積極的に進める必要があることから、「藍」をはじめとした地域資源のブランディング及び新商品開発支援を開始する。

3 企業誘致の促進

【施策の方針】

- ◆ 地元雇用の促進を目的として、従来の企業誘致施策の拡充を図るとともに、オフィス活用型企業誘致施策を推進する。また、首都圏からの企業の本社機能移転を促進する。

【実施予定の施策】

(4) 企業誘致・雇用拡大等推進事業（拡充）

- ① 雇用の場を確保するため、企業誘致奨励措置を講じている工場、情報通信関連事業所関連の地元雇用奨励施策の推進を図るとともに、中心市街地の空きオフィスへ入居する場合の事務所賃料の補助金を交付する。また、本社機能移転、地元企業の本社機能強化に対し補助金を交付する。
- ② 誘致企業の定着、撤退防止のため、企業等のニーズを把握し、人材確保等の支援を実施する。

4 産業人材の育成

【施策の方針】

- ◆ 中小企業の人材力を高め、経営基盤の向上を図るため、体系的な研修の実施、ものづくりに関する技術習得等の支援を行う。
- ◆ 業務機能・組織基盤強化などの経営革新や、新規事業の展開を目指す中小企業を支援する。

【実施予定の施策】

(5) 中小企業等人材確保・育成事業

中小企業への社員人材の定着及び人材力向上を支援するため、セミナーへの参加・開催、自己啓発の支援等に関する費用の一部を補助する。

(6) 制度融資

① 経済変動対策特別資金貸付

中小企業者が経済変動、経営環境または社会環境の変動等による経営の不安定を改善するための資金を融資する。

② 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

小規模事業者に対し利子補給を行うことにより、マル経融資の円滑な利用の促進を図り、経営の改善及び安定につなげる。

③ 制度融資維持対策事業

信用保証協会に対し、制度融資における保証料率の引き下げによる保証料差額を補てんする。

5 創業の促進

【施策の方針】

- ◆ 産学官金が連携するフレームワークを活用し、創業予定者や創業後間もない事業者に対して、創業に必要なノウハウの提供や、経費等にかかる支援を行うことにより、新たな事業の創出を促進する。

【実施予定の施策】

(7) 創業促進事業

① 相談窓口の設置、出張講座、セミナー等の実施等

創業支援事業者（商工団体、金融機関等）と連携し、創業支援相談会、出張講座、セミナー等を実施する。

② 創業補助金

地域のニーズに応え、新商品や新サービスを提供するなど、地域に新たな需要を創出する事業及び市域外の需要獲得を目指す事業が補助対象となり、創業予定者、女性・若者、若年U I J ターン者、クラウドファンディング活用者、また、これらの事業に取り組む創業後間もない事業者を対象に、創業に要する経費、または、事業の発展に要する経費の一部を補助する。

(8) 起業家育成資金貸付金

本市において、新たに創業しようとする者に対し、開業資金を貸し付ける。

6 魅力ある商業地の形成

【施策の方針】

- ◆ まちづくりの核となる商店街の活性化を図るため、商店街における空き店舗の活用やイベント等による賑わい創出、まちづくり研究事業等、共同施設等の事業を支援する。

【実施予定の施策】

(9) 中心商店街等活性化支援事業

中心市街地の商店街や商業団体等が実施する空き店舗改装支援事業やイベント事業等の商業振興施策に対して、徳島商工会議所と協調して補助金を交付する。

(10) 地域商店街活性化支援事業

① 地域商店街活性化事業費補助金

地域商業団体がイベントを開催する場合やまちづくり研究活動等のソフト事業を実施する場合に補助金を交付する。

② 商店街共同施設設置費補助金

地域商業団体による共同施設設置及び共同事業の実施に対し、補助金を交付する。

7 良好な労働環境の確保

【施策の方針】

- ◆ 少子化、人口減少対策、労働者の生産性向上等の観点から、企業においてはワーク・ライフ・バランス向上の推進を図る。

【実施予定の施策】

(11) ワーク・ライフ・バランス推進事業

仕事と生活の両立を支援するための職場環境改善に取り組む企業を認定し、従業員の働き方、休み方の改善を図るために制度整備に取り組んだ場合は、奨励金を交付し、多様な働き方による人材活用を進める。

8 女性や若者、高齢者、障害者の活躍推進

【施策の方針】

- ◆ 新規雇用に対する奨励制度等の充実や若年非正規労働者の正規雇用化を促進するとともに、働き手を取り巻く環境の変化に対応する、新たな働き方を支援する。
- ◆ 産業の発展・向上に必要な労働力を確保するため、女性の就業促進を図る。
- ◆ 若者の移住・定住促進を図るために、市内の大学生の地元就職の促進、また、県外の大学へ進学した県内出身者などを対象とした地元就職の促進に取り組む。

【実施予定の施策】

(12) 若年非正規労働者正規化促進事業

非正規労働者の正規雇用化を促進するため、厚生労働省のキャリアアップ助成金に上乗せし、40歳未満の非正規労働者を正規雇用に転換した事業者に対して奨励金を交付する。

(13) 女性の再就職支援事業

女性を取り巻く雇用環境の改善を図るとともに、企業における労働力の確保を支援するため、出産、育児等のために離職した女性の再就職支援セミナー、職業紹介等を実施する。

(14) U I J ターン促進事業

① U I J ターン人材確保支援補助金

本市中小企業への就業機会の拡大及び人材確保を図ることを目的として、企業が県外人材獲得のため負担する経費の一部を補助する。

※ 《 関連 》 (5) 中小企業人材確保・育成事業

(15) ハローワークとの共催による就職面接会の開催（拡充）

中小企業における人材不足、人材流出は企業の経営に影響を及ぼす。市がハローワークと共催し、就職面接会を開催することにより、地元企業への就職を支援する。